

創業促進！ 地域活性化！

ものづくり拠点開設補助金のご案内

ものづくりの拠点づくりを応援します。

市内の空き物件を活用してものづくりの拠点を開設する方に、**改修工事費の一部を補助します。**(詳細は裏面をご覧ください。)



キノピー



**基本補助金
改修費の1/2 最大50万円**

【加算補助金】令和7年度～

条件（裏面参照）を満たす転入者には、上記に加算して補助金を交付します。

申請・お問い合わせ

桐生市役所 商工振興課 工業労政担当

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

TEL : 0277-46-1111(内線1605) E-mail:shoko@city.kiryu.lg.j

制度の詳細は、ホームページでご確認ください。

桐生市 ものづくり拠点



桐生市ものづくり拠点開設補助金

申請・お問い合わせ先

TEL : 0277-46-1111(内線1605)

桐生市役所

(平日8:30~17:15)

商工振興課 工業労政担当

E-mail:shoko@city.kiryu.lg.jp

対象事業者

- ・市内の個人または、市内に登録のある法人（予定も含む）
- ・市税を滞納していないもの

対象経費

- ・空き物件改修に要した工事費の内、市内業者に発注したもの
※工事費：内外装工事、給排水設備工事、冷暖房・空調工事、電気工事など(備品の購入費は対象外)

対象要件

- ・市指定の経営相談専門家に事業計画を診断してもらい、可と判断されるもの
- ・申請年度の3月末日までに開設できるもの
- ・過去3年以内に本補助金または桐生市新規工房開設補助金の交付を受けていないこと

補助率及び補助限度額

対象経費の **1/2** (上限50万円)

加算補助金

下記に該当する場合、補助対象経費を限度に加算

- ・40歳未満の方が桐生市へ転入する場合：10万円/人
※同一住所で生計を同じくする者を対象とし、30万円を限度とする。

事業の流れ

ステップ1 どんなことをやりたいか市役所に相談する（3階 商工振興課へ）

ステップ2 事業計画を立てる（開設場所、事業内容、資金など）

ステップ3 市指定の経営相談専門家の診断を受ける。
※継続的な経営を行う具体的な事業計画であるかどうかを診断します。

ステップ4 交付申請（必要書類を市役所に提出）
⇒内容を審査し交付決定します。

ステップ5 事業を実施（改修工事契約、工事着手）する。
※**交付決定前に実施したものは対象外となりますので、ご注意ください。**

ステップ6 完了報告・交付請求（関係書類を市役所に提出）
⇒交付決定内容のとおり事業が行われたか確認します。

ステップ7 補助金交付（指定の口座にお振込みします）



☆活用のポイント☆

- その1 余裕をもって相談しましょう！*相談から交付決定まで最低1ヶ月程度かかります。
- その2 書類づくりはパソコン活用を！*手書きの場合、事業計画等の修正や再作成など大変です。
- その3 開設時期は慎重に！*年度単位ですので、4月開設の場合活用できない可能性があります。